

事 務 連 絡
令和2年2月5日

各 都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

「ICT導入支援事業 Q&A（令和元年度 Ver.1）」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業につきましては、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」（令和元年5月10日老総発0510第1号、老高発0510第1号、老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長連名通知）の別紙2「ICT導入支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施しているところですが、今般、照会の多い項目について整理し、別紙のとおり「ICT導入支援事業Q&A（令和元年度 Ver.1）」としてまとめましたので、御了知の上、事業実施にあたって参考にさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

I C T 導入支援事業 Q & A (令和元年度 Ver. 1)

【対象期間】

問 1

年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

(答)

リースの場合(歳出科目で「使用料及び賃借料」に該当する場合)には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象となる。

問 2

毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分」が対象となるのか、それとも「3月末まで」が対象か。

(答)

実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としており、当該年度の3月末までの経費が対象となる。

問 3

介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

(答)

使用权(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。

【対象事業所】

問 4

本事業を活用した事業所が、翌年度以降に再度補助の申請をすることは可能か。

(答)

原則として1事業所1回の補助を想定しているが、2回目に追加で導入する場合等であって、1回目の補助額と2回目の補助額の合計が2回目の補助申請時の基準額の範囲内であれば、2回目の導入は2回目補助申請時の基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限に対象とすることを可能とすることを考えている。例えば、1回目に介護ソフト、2回目にタブレットを導入する場合や、2回目にタブレットを追加で導入する場合等が想定される。

なお、基準額上では2回目の申請が可能な場合であっても、毎年費用が発生するリースや保守・サポート費など、恒常的な費用について2回目の補助を受けることは認められない(2回目に導入した機器に対するリースや保守・サポート費等は、導入当該年度分については対象とすることができる)。

問5

対象事業所は「介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）」とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所も対象として良いのか。

（答）

介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。

なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において利用することは可能である。

問6

同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所（補助上限は30万円×2＝60万円）として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所（補助上限30万円）とすべきか。

（答）

指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算されたい。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようご留意いただきたい。

問7

市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。

（答）

市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象とすることについては差し支えない。

ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意されたい。

【要件】

問 8

1月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回（1日）の記録と請求が直接リンクせず、一気通貫にすることによりサービス利用表（提供表）が見つらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも、一気通貫の要件は必要となるか。

（答）

包括報酬型であるなどサービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に一気通貫の要件を求めないものとする。

なお、業務効率化の観点から、可能な限り、一気通貫となる（転記が不要となる）介護ソフトの導入を検討されたい。

問 9

本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務等に利用することは可能か。

（答）

記録、情報共有から請求までを一気通貫に行うためにハードウェア（タブレット等）を購入した場合、本来の目的は記録、情報共有から請求の一気通貫のための使用であるが、バックオフィス業務の効率化もあわせて行える等の理由があるのであれば、補助的にバックオフィス業務等で利用することとなっても補助要件に反しないものとする。

問 10

本事業で導入したタブレットに、介護ソフト以外のソフトウェアをインストールして利用することは可能か。

（答）

例えば職員のシフトを管理するソフト等、介護事業所の業務効率化につながるものであれば利用しても差し支えない。ただし、バックオフィス業務のソフトウェア導入に係る費用は本事業の対象とならないので留意されたい。

問 11

要件の（3）に「必ず介護ソフトをインストールのうえ」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト（ASP型の介護ソフト）は補助対象となるか。

（答）

対象となる。

問 12

介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている地域包括支援センターが本事業を活用する場合、標準仕様導入の要件は対象外ということで良いか。

(答)

標準仕様は介護予防給付や介護予防支援については対応していないため、標準仕様対応要件は求めない。

問 13

一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる(転記が不要になる)場合にも対象として良いか。

(答)

お見込みのとおり、1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えない。

なお、実施要綱3(1)に記載のとおり、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる(転記等の業務が発生しなくなる)場合も対象となる。

問 14

本事業によって導入した介護ソフトが、本年度中に標準仕様に対応しない場合、要件を満たさないものとして補助金の返還が必要となるのか。

(答)

標準仕様の項目等については、「「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について」(令和元年5月22日老振発0522第1号厚生労働省老健局振興課長通知)にて通知したところであるが、各ベンダーの実装については技術的な課題があり、実装が進んでいない状況にある。

令和元年度内には改定版の標準仕様通知を発出する予定であり、当該通知を受けてベンダーの実装が進むものと考えているが、各ベンダーの実装状況を鑑み、令和元年度においては、仮に年度内に実装が完了しなくても、令和2年度内に標準仕様に対応し、介護事業所から各都道府県に報告すれば、補助金の返還は要さないものとする。

【対象経費】

問 15

既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合(音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等)は対象としても良いか。

(答)

差し支えない。